

議案第35号

教育委員会の権限に属する次の事務について、知事と協議し、知事部局職員に補助執行させるものとする。

令和5年8月17日提出

愛媛県教育委員会教育長 田所 竜 二

知事部局職員に補助執行させることとする事務

教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員に関する事務のうち、電子情報処理組織を使用して行う次に掲げる事務

- (1) 扶養親族の認定に関すること。
- (2) 通勤手当の決定に関すること。
- (3) 住居手当の決定に関すること。
- (4) 単身赴任手当の決定に関すること。

議案説明

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の一部について、知事と協議し、知事部局職員に補助執行させようとするものである。